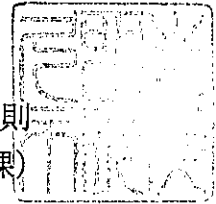




26医年第773号
平成26年11月14日

一般社団法人 小郡三井医師会
会長 廣瀬 真恵 様

久留米市長 檜原 利則
(健康福祉部医療・年金課)



久留米市救急医療協議会設置にかかる委員推薦について (お願い)

時下、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

日頃より、貴会には、久留米市の保健・衛生・福祉施策等にご支援・ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

この度、久留米市では、地域の救急医療の充実・発展に必要な事項を協議することを目的として、医師会、久留米市内の病院群輪番制病院、3次医療機関、久留米広域消防本部、久留米市において構成する、久留米市救急医療協議会を設置することにいたしました。

つきましては、貴会の参加をお願いしたく考えております、協議会委員のご推薦につきまして、ご配慮の程、よろしくお願い申し上げます。誠に勝手ながら、12月15日(月)までにご回答いただきますよう、お願いします。

なお、第1回協議会は、12月25日(木)19時から、久留米医師会館にて開催予定ですので、申し添えます。

お問い合わせ先

久留米市健康福祉部医療・年金課

担 当：田中、出利葉

電 話：30-9196

FAX：30-9752

《委員用》

推 薦 書

久留米市救急医療協議会委員として、下記の者を推薦します。

記

所属団体・医療機関名	
役 職 等	
(ふ り が な) 推 薦 委 員 氏 名	
住 所	〒
電 話 番 号	
F A X 番 号	
メー ル ア ド レ ス	

推薦委員の自宅住所	〒
-----------	---

※謝金を支払予定です。源泉徴収手続きに必要ですので、必ずご記入下さい。

平成 年 月 日

久留米市長 檜原 利則 宛

推薦団体・医療機関名

代表者名

久留米市救急医療協議会設置要綱（案）

（目的）

第1条 久留米市救急医療協議会（以下「協議会」という。）は、住民の救命率の向上及び後遺症の軽減を目指して、地域の救急医療の充実・発展に必要な事項を協議することを目的として設置する。

（協議事項）

第2条 協議会は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- （1）久留米市における救急医療に関すること
- （2）久留米市ドクターカー試験運行の検証・評価に関すること
- （3）久留米市ドクターカーの将来のあり方の調査・検討に関すること
- （4）その他協議会が必要と認めること

（組織）

第3条 協議会の委員は、別表1の団体・機関から推薦された者とする。

（臨時委員）

第4条 会長は、協議・調整を行うにあたり必要があるとき、臨時委員の出席を要請することができる。

2 臨時委員は、別表2の団体・機関から推薦された者とする。

（任期）

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第6条 協議会に会長1名、副会長2名を置く。

2 会長及び副会長は、第3条に規定する委員の互選とする。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を代理する。

（協議会の運営）

第7条 協議会は、必要に応じて会長が招集し、会長がその議長となる。

2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。

- 3 協議会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 やむを得ない理由により会議に出席できない委員は、あらかじめ通知された協議事項について、書面をもって表決することができる。
- 5 協議会は原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。
- 6 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(協議結果の取扱い)

第8条 協議会において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(事務局)

第9条 協議会の事務局を久留米市に置く。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年 月 日から施行する。

別表 1

団体・機関名（14）	
一般社団法人	久留米医師会
一般社団法人	浮羽医師会
一般社団法人	小郡・三井医師会
一般社団法人	大川三潴医師会
学校法人	久留米大学医学部附属病院
社会医療法人 雪の聖母会	聖マリア病院
社会医療法人 天神会	新古賀病院
地域医療機能推進機構	久留米総合病院
医療法人 聖峰会	田主丸中央病院
医療法人 三井会	神代病院
医療法人 白壽会	安本病院
	久留米広域消防本部
	久留米市保健所
	久留米市

別表 2

団体・機関名（9）	
医療法人	楠病院
医療法人 弥生会	弥永協立病院
医療法人松風海	内藤病院
学校法人	久留米大学医学部附属医療センター
	花畑病院
社会医療法人 天神会	古賀病院 2 1
医療法人	吉村病院
	富田病院
医療法人	矢野医院

ドクターカー運行における役割イメージ

【各々の組織が有する専門性を活用し、ドクターカー運行を行う】

